

## 相撲の社会史

高 埜 利 彦

### はじめに

本講演は、相撲を単なる相撲史としてではなく、社会の中で身分渡世集団として相撲集団をどう捉えるのか、或いは江戸時代の身分制の中でどう関わりをつけるのか、という視点をもって考えようとするものである。一九八七年、江戸時代の家職と権威をテーマにして相撲渡世集団を取り上げた「幕藩体制における家職と権威」『日本の社会史第3巻』岩波書店）ことがあったが、本報告は、その研究の統編となるものである。

### 第一章 江戸相撲の実態

勸進大相撲興行は、四季勸進相撲ともいい、春夏秋冬それぞれ一季に一度づつ全国の相撲取が合同興行を行うものである。

慶応二年（一八六六）「勸進相撲興行一件」（旧幕引継史料）によると十二月、江戸相撲年寄（勸進元）の追手風喜太郎・玉垣額之助が寺社奉行所に宛て晴天十日興行開催の願書を提出した。許可され

るが、將軍家茂・孝明天皇の死去による鳴物停止で興行できず、延期される。慶応三年三月に鳴物停止がやみ、夏場所として興行された。本所回向院境内（三六〇坪）を場所とし、四方に棧敷が設けられた。東の大関が不知火光右衛門（文久三年に吉田善左衛門（吉田追風。熊本細川家臣。行司の家。自ら吉田司と名乗る）から横綱の免許をうける）、西の大関が陣幕久五郎（慶応三年、公家の五条家から初めての横綱免許をうける）であった。延期されている間、寺社奉行の許可を得て、杉森神社で稽古相撲（という名目の興行）を行い、勸進興行までをつないでいる。また、江戸近郊でも興行を行い、武州足立郡下戸田村では、文政九年（一八二六）「角力年寄松ヶ根幸太夫弟子嵐山源吉」が稽古相撲の許可申請をしている（『戸田市史』資料編二 近世一）。

つまり江戸相撲は、大相撲興行と稽古相撲を組み合わせて行い、それ以外は地方巡業に出た（江戸相撲による地方興行）。地方巡業は、天明七年（一七八七）の会津若松、天保十四（一八四三）の播州と伊勢路、安政四年（一八五七）の飛騨高山など広範囲にわたる。

これらは幕末の相撲興行の実態であり、江戸時代の初めからこういう形が整っていたわけではない。社会の発展に伴う、人々の娯楽を求めるエネルギーを背景に、相撲年寄をリーダーとする相撲集団が幕府に伺いをたてながら、徐々に権利を獲得してできた興行のスタイルであった。

## 第二章 幕府の後押しとねらい

相撲集団にとって非常に強い後押しとなった要因に、以下の二点がある。

①安永二年（一七七三）に出された素人相撲禁止（素人が木戸銭をとる興行の禁止）の全国触れ（『御触書天明集成』。木戸銭をとる相撲興行は、相撲渡世集団に限定されたことになり、相撲渡世集団側にとっては、その後有利に展開することになった。

②将軍上覧相撲。相撲年寄りたちが上覧相撲を举行したいと申請し、寛政三年（一七九一）将軍家斉のとき初めて実現する。以降、寛政六年（一七九四）、享和二年（一八〇二）、文政六年（一八二二）、天保元年（一八三〇）（以上家斉）、弘化元年（一八四四）、嘉永二年（一八四九）（以上家慶）と举行された。文政六年の事例では、上覧相撲の取組書・明細書を幕府に提出した。名前書によれば、渡世集団は相撲取二八人を含め、行司以下合計四二六人にもなった。上覧相撲の効果は大きく、相撲渡世集団に権威と格式を与え、繁昌をもたらすことを年寄たちは自認していた。

このように江戸幕府は相撲年寄たちに興行独占権を与え、相撲渡世集団に恩恵を与えたが、これにはねらいがあった。つまり寛政十

年（一七九八）の触れ（『御触天保集成』）にみられるように、関東を中心とした在方の風俗取締政策の一環であったと位置付けられる。幕府は相撲年寄に興行特権を与え、在方の弟子たちを統制させる一方、関八州の博徒・無宿の取締のために、彼らが集まってくる在方の相撲興行を嚴重に相撲年寄の管轄下におく意図をもっていた。さらに幕府は、若者組の相撲興行も統制している。

## 第三章 相撲興行の収入

嘉永二年（一八四九）、回向院境内における勸進大相撲興行の場合、三六〇坪四方の二層の棧敷から、相撲年寄（勸進元）には約一千両の収益が入ってきた。

## 第四章 相撲身分の構造

文政十年「相撲取身分之儀二付松平周防守殿より問合」〔『徳川禁令考』第五帙、老中松平周防守（石見浜田藩主）が国元の治世上、江戸町奉行に相撲取身分について幕府の認識を問合させたもの〕に對する町奉行の返答によると、相撲取の身分上の位置付けは、少数の大名抱の場合、全て帯刀する武士身分とされ、大名抱でないその他の町方居住の相撲取は「浪人」として扱うとされている。彼らは、帯刀せず脇差のみとされた。つまり浪人身分として括られたのである。幕府の身分政策としては、相撲取でない通行者・百姓・町人の脇差を取締ることをも意図していた。

相撲取は、武士・浪人という既存の社会の中核身分（士農工商）に對して、その外側に存在する身分といえる。その集団のさらに外

側には、行司、呼び出し、子分が存在し、集団の周縁部分で一緒に社会集団を形成していたことが窺える。

また天保期以降、地方興行の相撲頭取と称する者を江戸の年寄たちは、故実門弟、相撲世話人、相撲目代などと称し、子弟関係を結び、或いは免許状を発行するようになった。門弟、世話人、目代は序列化されており、彼らにそれぞれの地域をまとめさせた。この関係は、天保期から幕末にかけて急速に結ばれたようである。

こうした形で江戸の相撲年寄による編成が更に進むのである。故実門弟になった地方興行の担い手たちは、「天保水滸伝」で有名な博徒飯岡助五郎（関東取締出役配下の十手持）のように通り者とよべる存在もあつたと考えられる。